

広島県告示第四百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、重要港湾福山港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年五月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和五年三月二日

福山港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾福山港放置等禁止区域

鳶ヶ巣地区

1 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 福山市箕島町の国土地理院三等三角点「蓑嶋」（北緯三四度二六分四一秒七三九三、東経一三三度二四分三六秒七四八八、標高一〇五・四五メートル）

基点一 基準点から一六三度一六分一秒の方向一、〇一一・六六メートルの点

基点二 基点一から一五〇度四八分四八秒の方向五九・〇〇メートルの点

基点三 基点二から一二八度〇九分四五秒の方向八〇・五〇メートルの点

基点四 基点三から二九度二四分五九秒の方向九九・三三メートルの点

基点五 基点四から三一七度三四分五九秒の方向一〇・四一メートルの点

二 重要港湾福山港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物